

社外役員の独立性判断基準

バリューコマース株式会社

当社における社外取締役又は社外取締役候補者（以下、「社外役員」という。）が、以下各号のいずれにも該当しない場合、独立性を有するものと判断する。

- ① 当社又は当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。以下、同じ。）
- ② 当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- ③ 当社の兄弟会社の業務執行者
- ④ 当社の大株主（議決権所有割合 10%以上の株主）又はその業務執行者
- ⑤ 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度の年間連結売上高の 2%以上の支払いを行っている者）又はその業務執行者
- ⑥ 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間総収入の 2%以上の支払いを当社から受けた者）又はその業務執行者
- ⑦ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
- ⑧ 当社から役員報酬以外に、多額（過去 3 年間の平均で年間 1,000 万円以上）の金銭その他財産を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は当該財産を得ている者が団体である場合はその団体に所属する者
- ⑨ 当社から多額（過去 3 年間の平均で年間 1,000 万円以上）の寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者
- ⑩ 当社と社外取締役又は社外監査役の相互就任の関係にある法人の業務執行者
- ⑪ 上記①に就任の前 10 年間（但し、その就任の前 10 年内のいずれかの時において当社又は当社の子会社の非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前 10 年間）において該当していた者

- ⑫ 上記②～③に過去 10 年間に於いて該当していた者、上記④～⑨に過去 1 年間に於いて該当していた者
- ⑬ 上記①～⑫に該当する者が重要な者である場合に於いて、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族もしくは生計を一にする者
- ⑭ 上記各号のほか、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがある者

以上